

令和6年4月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第24号

専決処分の承認を求めることについて（松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和6年3月30日に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 町民税等の減免の特例（第51条、第71条及び第111条の3関係）

町民税、固定資産税及び特別土地保有税について、町長が、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認める場合は、職権により減免することができることとする。

イ 個人の町民税の特別税額控除（附則第7条の5から附則第7条の8まで関係）

(ア) 令和6年度分の個人の町民税に限り、町民税に係る令和6年度分特別税額控除額（1万円（控除対象配偶者又は扶養親族（以下「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、当該控除対象配偶者等1人につき、1万円を加算した金額）から県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を控除して得た額をいう。）を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の所得割の額から控除する。

(イ) 令和7年度分の個人の町民税に限り、町民税に係る令和7年度分特別税額控除額（1万円から県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を控除して得た額をいう。）を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び国外居住者を除く。）を有するものに限る。）の所得割の額から控除する。

ウ 固定資産税の課税標準の特例措置に係る市町村の条例で定める割合（附則第10条の2関係）

(ア) 一定の特定バイオマス発電設備に係る課税標準について、当該課税標準となるべき価格に乗ずる市町村が条例で定める割合は7分の6とする。

(イ) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設の用に供する一定の固定資産に係る課税標準について、当該課税標準となるべき価格に乗ずる市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

エ 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置における申告の見直し（附則第10条の3関係）

新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する管理者等から必要な書類が提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとする。

オ 土地に係る固定資産税の負担調整措置等（附則第11条から附則第13条まで関係）

(ア) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを令和6年度から令和8年度まで3年間継続する。

(イ) 令和6年度から令和8年度までの宅地等に対して課する固定資産税については、平均負担水準方式は採用せず、従来どおりみなし方式を採用する。

カ その他規定の整備

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正 (第2条)

ア 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を次のとおり改定する。(第19条関係)

区分	現行	改正後
5割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
2割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>53万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>54万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

イ その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

ア 固定資産税に関する経過措置

(ア) 別段の定めがあるものを除き、2(1)ア、ウ、エ及びオは、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(イ) その他必要な経過措置を講ずる。

イ 国民健康保険税に関する経過措置

2(2)は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5

年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。